

## 令和元年度第1回生駒市学研高山地区環境保全対策委員会会議録（要旨）

1 会議名称 令和元年度第1回生駒市学研高山地区環境保全対策委員会

2 開催日時 令和元年8月7日(水) 午後3時00分～午後5時15分

3 開催場所 エコパーク21管理事務所 2階研修室

4 出席者 出席委員 8名

(学識のある経験者)

伊木雅之 委員長

岸本憲明 委員

馬場勝也 委員

(関連のある自治会代表)

山本 勝 委員

細木 健二 委員

西向 和幸 委員

福本 正光 委員

久保田康弘 委員

(事業者)

上六印刷株式会社

高松建設株式会社

事務局

市民部 奥田部長

環境保全課 奥田課長、北里、山本

上下水道部

下水道課 河島課長、松井

関係者

中外テクノス(株)

傍聴者 1名

5 会議次第

(1) 開会

(2) 役員選出

(3) 案件

① 上六印刷株式会社増築に係る環境保全計画書(案)について

② 奈良先端科学技術大学院大学遺伝子組換え生物(シロイヌナズナ)漏出事故に係るモニタリング調査について

- ③ 学研高山地区における監視測定結果について
- ④ 参天製薬株式会社実施する排水水質分析の回数変更について
- ⑤ その他

#### (4) 閉会

### 6 配布資料

- ・ 会議次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料 1 上六印刷株式会社増築に伴う環境保全対策について(諮問)
- ・ 資料 2 工事計画概要書
- ・ 資料 3 上六印刷株式会社環境保全計画書(案)
- ・ 資料 4 上六印刷株式会社増築に伴う環境保全対策について(答申案)
- ・ 資料 5 遺伝子組換え植物(シロイヌナズナ)のキャンパス内漏出事故の経緯
- ・ 資料 6 遺伝子組換え植物のキャンパス内漏出事故への対応について
- ・ 資料 7 生駒市学研高山地区に係る調査結果報告書
- ・ 資料 8 生駒市学研高山地区に係る調査結果まとめ
- ・ 資料 9 排水水質分析の頻度の変更について(検討のお願い)
- ・ 資料 10 生駒市学研高山地区環境保全対策基本指針
- ・ 資料 11 生駒市学研高山地区環境保全対策委員会条例

### 7 会議経過

#### 会議次第 1 開会

- ・ 部長挨拶
- ・ 出席者紹介
- ・ 会議の成立について  
生駒市学研高山地区環境保全対策委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、委員 10 名中 8 名の出席、会議は成立
- ・ 会議の公開について  
公開 傍聴者 1 名

#### 会議次第 2 役員の選出

##### <事務局>

自治会長の交代に伴い、副委員長が不在になっている。副委員長の選出をお願いしたい。資料 11 の生駒市学研高山地区環境保全対策委員会条例第 6 条第 1 項により「委員会に委員長及び副委員長を置く」同条第 2 項により「委員長及び副委員長は、委員の互選により定める」とされている。委員に意見を求める発言。

<委員>

副委員長に地域の代表として西向委員にお願いしたい旨の発言。

<委員>

了承。

<事務局>

(西向副委員長席移動。)

伊木委員長に会議の進行をお願いする発言。

会議次第3

案件(1) 上六印刷株式会社増築に係る環境保全計画書(案)について

上六印刷及び高松建設入場

<委員長>

事業者の説明を依頼。

<上六印刷>

会社概要について説明。

<高松建設>

資料2をもとに工事概要説明。

<上六印刷>

資料3をもとに新たな環境保全計画について説明。

<委員長>

駐車場先行工事について説明を求める発言。

<高松建設>

説明が遅れているが、8月2日から重機を使った作業を開始、これは騒音等が発生する可能性がある。さらに8月27日からと9月3日から重機が動く期間と設定した旨の発言。

<委員長>

もう重機を使う作業が始まっているのか、との発言。

<高松建設>

現状、重機は使っている、との発言。

<委員>

作業が始まる前に説明があるべき、との発言。

<高松建設>

本来であれば、始まる前に説明するのが筋であるが、個別に事前説明する形を取らせていただいた。全てを回ることはできていない。不徳の致すところ、との発言。

<委員>

工事計画概要書において、周辺道路に本工事に係る車両は違法駐車させませんと有るが、

大きな工事の場合、よく道路沿いに生コン車が待機しているが、そのようなことは無いのか、との発言。

<高松建設>

生コン車には、無線が付いており、基本的に作業車と、連絡を取り合って場内に入る形を取っている。今道路周辺に関しては、基本的には5台、6台待機させない形を取り、今打っているミキサ一車と後続車の形で、周辺には待機させない形を取る。との発言。

<委員>

2台、3台はあるということか。との発言。

<高松建設>

一時ちょっと待機し、無線で連絡を取って中に入る形を考えている。との発言。

<委員>

道路は広いから、別に支障はないと思うが、ただ路線バスも運行しているので、との発言。

<高松建設>

現場西側はバスのよく通る道路。基本的にその南側の国道163号線に一時停止し、無線で連絡を取る。バス通行路には、皆さまにご迷惑をかけないように、待機させない形を取ろうと考えている、との発言。

<委員長>

住民の皆さんに迷惑がかからないように工事を進めてほしいと思う。すでに工事が始まっていて、これは準備工事と思っていたが、重機が入っているので、ちょっと違う気がした。不徳の致すところで工事をされたら困る。そういうことはちゃんと守ってほしい。不徳の致すところでは、また起こるかもしれない、そのようなことが起こらないようお願いしたい。との発言。

<高松建設>

ご説明が遅れたことに関し、申し訳ございません。との発言。

<委員>

隣接する鹿畑町内の道路は非常に狭く通学路にもなっている。工事車両とか、作業員の車両がバイパスとして利用すると、非常に迷惑かかるのでここを通らないでいただきたい。国道163号線を行って、大学の前を通るルートしか走らないようお願いしておく。との発言。

<高松建設>

工事車両の進入に関しては、工事に入る前に、進入路を設定して、そちら以外の道は基本的には通らないように指示をする。との発言。

<委員長>

基本的にじゃない、絶対に通らない。指示をするのは簡単。守らせるのがなかなか難しい。それは大丈夫か？との発言。

**<高松建設>**

承知した。それはきちっとする。との発言。

**<委員>**

従業員、工事関係者は163号線以外を通らないということですね。との発言。

**<高松建設>**

従業員、工事関係者等、搬入車両に関しては、必ずそれらを守らせる。との発言。

**<委員>**

久保町内の道路を抜け道として利用して、京都の方から来ることもある。混んでいる場合、よく抜け道になっている。十分願います。との発言。

**<高松建設>**

承知した。との発言。

**<委員長>**

工事について、今いろいろ意見が出ているが、他に意見はないか。工程表のなかで、騒音や振動が出る可能性があるとのことだが、予想される場合には、住民に声をかけるのか？との発言。

**<高松建設>**

騒音や振動が起こる可能性のある工事としては、今書いているバックホーという建設機械が動く際に発生する可能性があるので、住民に説明する。との発言。

**<委員>**

事前にパンフレットとか計画書をいただいているが、大学院大学の方には、そういうのは？との発言。

**<上六印刷>**

行きました。との発言。

**<委員>**

研究施設もあるし、人数も多いと思う。計画地の南側。そちらの方が工事に影響のある住民が多いと思う。との発言。

**<上六印刷>**

分かりました。あらためてします。との発言。

**<委員長>**

工事関係ではよろしいですか？ 十分注意してやっていただきたいと思います。それでは環境保全計画のほうですが、何かこれにつきましてご意見ございますか？との発言。

**<委員>**

今回の変更点と関係ないが、よく分からないので教えていただきたい。下水道は通っているのか？下水処理場は有るのか？との発言。

**<上六印刷>**

下水道はある。社内には下水処理場はない。との発言。

**<事務局>**

県の処理場が、大和郡山市と川西町のあいだにある。奈良県が運営している浄化センターで、そこまで管渠が繋がって流れるようになっている。との発言。

**<委員>**

14 ページ、その他の環境保全対策の土壤汚染対策法についても十分な配慮を行うと書いているが、なんかされるんですか？土壤汚染対策等。との発言。

**<上六印刷>**

基本的に土壤を汚染する物質は使っていない。通常の廃棄物処理は全部外部委託している、土壤汚染することはない。との発言。

**<委員>**

土壤汚染対策。化学物質は使われますね。との発言。

**<上六印刷>**

化学物質を使うが、全部保管して、業者に持ち帰らせるマニフェストに従って最終処分まで管理している。との発言。

**<委員長>**

土壤汚染対策法で必ずこうしなければならないというのは、たぶんないと思う。自主基準で管理されるだけで、法的な問題はないと思う。よくいえばモニタリング、工場によっては敷地境界でモニタリング評価とかいろんなことをして、土壤がどう変化しているか。工場稼働によって悪化してないか観察している工場もたくさんある。そういうことされてるかな。との発言。

**<上六印刷>**

敷地境界で振動、騒音、悪臭の環境測定を毎年行っている。との発言。

**<委員>**

地下水のモニタリングはされているのか？との発言。

**<上六印刷>**

地下水はしていない。排水処理水は分析している。公共下水道に流す排水も分析している。との発言。

**<委員長>**

10 ページ。排水系統のフロー図、既設工場ならびに今回の新しい工場の印刷関係の排水については、産業廃棄物として回収して処理に出す。一般生活排水については、公共下水道に流す。これがきちんと守られれば、土壤汚染とかの問題はない。問題は事故。との発言。

**<上六印刷>**

そうです。との発言。

**<委員長>**

災害起こった場合、天変地異はしょうがないとしても、内部での事故の可能性はないの

か。との発言。

<上六印刷>

ないように教育して訓練をしている。との発言。

<委員>

もう1つ。20ページに、地域社会への貢献が書かれている。われわれも地域住民なわけですが、地域の交流を図るとか、河川道路の清掃活動や植栽活動に積極的に参加するということが書かれている。具体的には？との発言。

<上六印刷>

地域貢献として、具体的に申しますと、年1回フェスティバルがあるが、その日は全ての駐車場を一般の方に解放している。それと周辺道路には、タバコの吸い殻などのゴミが散乱しているので、会社の周辺は月に1回従業員が組織として清掃活動をしている。過去に地域の祭りがあったときも駐車場を解放した。正月には、私たちの会社の前で生駒市のマラソン大会が開催されますので、従業員には支障がでないように指示を出している。そういう意味では貢献しているかと思う。との発言。

<委員>

工場のある南側は水田が国道まで広がっている。あの辺の道路周辺はゴミの散乱が多く、ときどき清掃に行っているが、あの辺にも清掃にぜひ行っていただければ。との発言。

<上六印刷>

その辺までは広げられない。我々が思いますのはね、他の周辺の会社が清掃活動を行っている姿を見かけない。私たちの会社は、会社の周辺を中心に取り組んでいる。との発言。

<委員>

ありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。との発言。

<委員>

工場を増設されるということで、事業の量的な拡大をされることは分かる。新しく工場を建て、新たな作業をすることによって、環境に及ぼす影響に質的な変化があるのか？今までやっているのと同じようなものを増設して量的な拡大だけなら分かるが、新たな作業をして、違う薬品を使用することによる、新たな危険性が増すという、そういう質的な変化はあるのか？との発言。

<上六印刷>

基本的にはまったく同じものを増設するわけで、新しいものを使うとか、新しい事業を始めるということは無い。との発言。

<委員>

手狭になったので大きくし、同じようなものを増設すると。そういうふうな理解でいいのか？との発言。

<上六印刷>

そういうことです。との発言。

<委員長>

新しくグラビアインキの溶剤として、メチルイソブチルケトンを使用するのか？との発言。

<上六印刷>

はい。との発言。

<委員長>

これは質的に違うというわけではないのか？ その毒性はどうか？との発言。

<上六印刷>

品質上、微妙な色合いをだすために、品質を維持するためにそういう溶剤を使わざるを得ない。との発言。

<委員長>

こういう新しいものも含めて、これらが環境に出ることはないのか。との発言。

<上六印刷>

安全性を確保した形で、環境に出さないように活動している、最終的に全ての有機溶剤は燃焼させ、排ガス処理をして、無害化して排出しているので、まったく問題ないと考えている。との発言。

<委員長>

燃焼させて、CO<sub>2</sub> か O<sub>2</sub> になっているのか？との発言。

<上六印刷>

会社の設立当時からそういう排ガス処理設備を設けている。との発言。

<委員長>

特定化学物質作業主任者を新たに置くということか？ 特化物を使うようになるということか？ 具体的には特化物はどのような物質か。との発言。

<上六印刷>

最後の 22 ページ。メチルイソブチルケトン。それが該当する。との発言。

<委員長>

特定化学物質は毒性があるので、取り扱いを注意しなさいという物質。との発言。

<委員>

そういう名前聞いても全然分からない。との発言。

<委員長>

溶剤の一種でシンナーのようなもの。との発言。

<委員>

この廃棄物は産業廃棄物として業者に引き渡して処理しているとのことだが、月にどれくらい出るのか？との発言。

<上六印刷>

だいたい 2 週間に 1 度程度、毎月 12 m<sup>3</sup>程。コンテナで回収している。との発言。

<委員>

結構な量あるね。との発言。

<委員長>

今までそういう廃棄する溶剤で事故は無かったのか？との発言。

<上六印刷>

今のところはない、今後もないよう気をつけます。との発言。

<委員長>

他、いかがでしょうか？それでは上六印刷の皆さんには、ここで退席をお願いしたいと思います。ありがとうございます。との発言。

<上六印刷及び高松建設退出>

<委員長>

それでは審議に入りたいと思います。当委員会としてこれを認めるかどうかということになります。資料1、市長から当委員会に対して諮問が来ております。上六印刷株式会社増築に伴う環境保全対策について、これを認めていいかという話です。それで、認めて良いとなりますと、資料4の答申を行います。いかがいたしましょうか？ 基本的には、規模が大きくなるということで、質的に大きく変わるということではないだろうと思います。ただ一部、特化物に該当する溶剤を使うことになっているので、一部は違うかなという気もするが、基本的には溶剤等の廃棄物については、産業廃棄物として特別な業者に引き渡すということなので、そこで漏れ出すことはない。一般の生活用水については、公共下水道に出すわけですが、下水管理については、下水道法や本市の規則に則って、きちんと測定等もされるわけですね。基準の測定をするということですので、それも問題はないだろうというふうに思っております。いかがでしょうか？との発言。

<委員>

作業の確認だが、ここで答申が出されてから工事に入るのが本来の流れです。市にはまったく届けなしに作業をしてきたが、それは低騒音型の機械を使うので、その問題もまったくないということですか？ との発言。

<事務局>

この対策委員会は、環境に配慮したものについて協議いただくところです。たとえば確認申請であるとか、その他の工事、環境に害するものでない部分については、先行工事もあり得る。今回の造成工事については、届出の必要のない工事という形になる。審議いただく部分からは外れる。との発言。

<委員>

そんなに違うものなのですね。よく分からないですけど。との発言。

<事務局>

進み方の具合っていう形になるが、たとえば建築確認申請とか、別法律のものについて

は、別法律で動いていく、ここで協議していただく内容とは別個のものという形。との発言。

<委員>

今日たまたま、これがあつたから来ただけの話か。との発言

<事務局>

上六印刷は増設に伴って環境保全計画自体が変わるので、環境保全計画は絶対提出してもらわなければならない。との発言。

<委員>

工事に着手しているのにこういう協議をするのはおかしい。芝生をはがしたり、それを排出したり、もう今日で終わり。別に届出無しでも良い話やったんですね。との発言。

<事務局>

その工事は、環境保全という点では、届出の必要ない工事やった。との発言。

<委員>

基本的には敷地内で行っているから、特に何もいうことないけども。との発言。

<事務局>

会社から提出していただいた環境保全計画書に変更がある場合、それらの部分については、諮問し、答申をいただくかたちになる。造園工事は、それとはまた別のもん。との発言。

<委員長>

今回の増築工事も、関連する一連の作業と我々は見ている、先々、こういうことがあるかもしれないが、今回、先走りしているような感じを受ける、法的には種類が違うということか？との発言。

<委員>

この委員会は、工場が完成して行う事業が環境に影響を与えるかどうかということ審議する。極端な話すれば、どんなにその工事で騒音が起ころうと、それは当然別問題で、ここの委員会で審議する問題じゃない。この基本指針によれば、その工事自体の問題は、ここの委員会の審査対象とは違う。でも、せっかく地元の代表者が集まっているから、そういうことを聞いてみましょと、そういうことですよ？との発言。

<委員長>

そういうことです。環境保全対策ができるかどうかということ判断する。それがわれわれの仕事であるということですね。

<事務局>

それで。問題ないと思います。との発言。

<委員長>

そういうことで、今日提出されました上六印刷の環境保全対策の協定書。これについて認めてもよろしいでしょうか？ ありがとうございます。それでは、この内容で了承し

たということで市長に答申したいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。との発言。

## 案件2 奈良先端科学技術大学院大学遺伝子組換え生物（シロイヌナズナ）

### 漏出事故に係るモニタリング調査について

#### <委員長>

事務局に説明を依頼。

#### <事務局>

資料に基づき説明。

#### <委員長>

先端大のシロイヌナズナの漏出問題について、その後ずっとモニタリングしてるわけですが、その結果についてご報告があった。何かご意見ございますか？との発言。

#### <委員>

これは、もともと漏出していることがなんで分かったのか？との発言。

#### <委員長>

建屋の外にシロイヌナズナが生えているということに大学の関係者、先生方か、学生か忘れましたが、気がついて、ひょっとして大変なことが起こっているのではないかとということで採取し、遺伝子の型を調べてみると、遺伝子改変生物であったことが分かった。ということで、すぐに生駒市と、それから文科省に報告を上げて対策に入ったという経緯だったと思う。との発言。

#### <事務局>

2016年の4月19日火曜日午後1時頃、大学院大学のバイオサイエンス研究科の学生が分子育種温室付近で実験用シロイヌナズナらしき植物体を複数発見し、その後、研究所の所長とともに現場で確認したという報告がある。との発言。

#### <委員>

漏出しないように注意する防止策を取っているのは良いが、たまたま発見されたのは幸運だったなど。今、問題にしているのは、まだ漏れていないかを調べている。今後また何かが漏れたとき、偶然でしか判明しない、ということは起こらないのか。との発言。

#### <事務局>

その防止策を学外委員も含めた委員会で検討された。研究場所には二重扉を設置し、遺伝子組換え体はその研究場所から移動させない。移動させたときはオートクレーブで滅菌する、滅菌しない組換え体は外へ出さないという方策が講じられている。つまり、部屋から移動させる場合は物理的に死滅させてしまうことが、このときに講じられた。との発言。

#### <委員>

分かりました。との発言。

<委員>

もともと大学院大学のいくつかの研究室は、シロイヌナズナを対象に遺伝子組換えを積極的にやっていた。シロイヌナズナについては、かなり注意してモニタリングした。それ以外の遺伝子組換えしている植物なり他のものがあれば、当然それもモニタリングしなければいけないと思うが、すべてをモニタリングできないので、おそらく大学で最も組換えをやっているものが、モニタリングの対象になったと思う。との発言。

<委員>

分かりました。との発言。

<委員長>

漏出事故があったために先端大の管理の仕方はだいぶ変わった。白衣を着替えるとか、スリッパをはき替えるとか、扉を二重にするとか、その建屋から組換え植物を持ち出さないとか、だいぶ変わった。一番よく使われているシロイヌナズナをモニタリングしておけば、その他のものは、重要性は低いということだと思う。との発言。

<委員>

分かりました。との発言。

<委員>

サンプリング写真リストの 3G-6、これは通常のシロイヌナズナということだが、一般の人が見て組換え体との違いが分かるのか？との発言。

<委員長>

いや、見ても全く分からない。との発言。

<委員>

やっぱり遺伝子を比較しないと遺伝子組み換え体かどうかは分からない。それだけに、逆に怖い。との発言。

<委員>

サンプリングは通勤経路とか北生駒に行く道のりしかしてないような気がする。学校からのバス通りや、逆方向の鹿畑とか官方あたり、山間部を検査した形跡がないが、この意味は？との発言。

<委員長>

遺伝子組換えシロイヌナズナはおそらく白衣とか、運搬箱の外側について漏出したと思われるので、結局人間の動きに伴って漏出している。人間の動きの多い所を中心にサンプリングしたということだと思う。幸い漏出が学内に止まったということで、学外にもシロイヌナズナはあるが、それは、遺伝子組み換え体ではなかったということ。との発言。

<委員>

これ建物の外に出たということですね。鳥とかどないです？との発言。

<委員>

言い出すときりがない。あくまでも過失での漏出を防いでいる。との発言。

<委員長>

これ植物ですから歩かない。でも動物は歩く。遺伝子組み換え動物なんていうのは大学の中に山ほどいる。その管理対策のほうがよっぽど大変。本当に頭が痛い問題。との発言。

<委員長>

よろしいでしょうか。このモニタリングについては良しとする。このモニタリングは2026年まで続けられる。漏出後10年間ということになっておりますので、今後もまたこういうかたちで結果が報告されますので、よろしく申し上げます。との発言。

### 案件（3）学研高山地区における監視測定結果について

<事務局>

資料に基づき説明。

<委員長>

ほとんどが規制基準を下回っているということで、特に問題はないという判断のようだ。一番基準を上回ったのは、調整池のCODとか、井戸水の鉄とマンガン。企業関係でも基準を上回っているものは何もなかったというご報告。そして下水についても特に問題はないということでしたが、何かご質問ご意見ございますか？との発言。

<委員>

参考までに伺いたいが、大学の、例えば排気と排水の測定を生駒市がしているのはなぜか、同じく、参天製薬の排水とか排気の測定も主体者は生駒市。なんでこれをメーカーにさせないのか。との発言。

<委員>

工場がやっている部分と生駒市がやっている部分、補完して生駒市がときどきするのはいいと思うが、すべてを工場がすべきではないのかなと思うが、そうではない。工場は自主的に、例えば月に1回測定していて、それを補完する意味で市なり行政が、排水を取りに来て間違いがないかを確認しているが、バーレープラスになると全部メーカーさんがやっている。との発言。

<委員長>

いかがですか。との発言。

<事務局>

下水道については、バーレープラスは生活排水のみなので、参天、それから大学院大学、上六が行っているような測定を義務付けていない。それと、当然排出者においても測定するが、生駒市がポンプ場の手前で、回数は少ないが、年12回安全性を確認している。との発言。

<事務局>

企業がやっている測定のうち、騒音規制法等の関係法令に基づく規制がある部分については、企業が費用負担で実施している。一般細菌等については、法律上規制がないので、それについては行政のほう負担して排出状況を確認しているという状況。との発言。

<委員>

規制がなかったらする必要がない。との発言。

<事務局>

規制はないが心配されることがあるだろうということで、費用を負担して行政が検査を実施したということ、当初からのこと。との発言。

<委員>

それだったらもうやめたらいい。過年度からずっと基準値をかなり下回っているような状態で、生駒市が定期的にやってるのであれば。との発言。

<委員長>

たぶん下水道法や、生駒市の下水道に関する規則で、生駒市がサンプリングしてモニターしないといけないって決まってるのでは。との発言。

<事務局>

事業者が出す工場系の排水については、事業者モニタリングすることが義務付けられているが、ポンプ場を介して排水を幹線に送るにあたり、全部の排水がここで集まるので、安全性を補完する意味で、二重チェックするという意味で再度測っていたと、そういう理解でいる。との発言。

<委員>

排水はそうだが、生駒市がボイラーの排気も点検していることに違和感がある。との発言。

<事務局>

当初の目的は、学研というかたちで施設を誘致するということにおいて、安全を確保するために、十分調査して、市民の皆さんに安心していただくのが目的。研究施設が学研の誘致条件になっているので、多めのチェックをしたのが成り立ちだと思っている。との発言。

<委員>

基準値を保っている状況であれば、測定を減らして、生駒市の経費負担を少しでも減らしていけたら。との発言。

<事務局>

研究施設が誘致されたとき、地元説明会のなかでその施設が安全に運営されているかというところを、行政が監視しなさいという要望があったので、そういった観点のもとに公共で検査している。当然、その当時はどの企業が来るか分かっていなかった。ただ、分かっていたのは、先端大のバイオが誘致されるということ。細菌類については、双方でも検査をしている。ただ、どういう研究施設がそこに誘致をされたか。法律にないも

のについては、行政が担いなさいということになっていたもので、こういった経過になっているかと思う。との発言。

<委員長>

そろそろ、見直しをされたらいい時期にきているんじゃないかなと思う。新しく建てられたバーレープラスなんていうのは、1回で全部、事を済ましてる。それ以外のところは、ものすごい回数の測定をさせられているという現実がある、だから見直しをする時期なんじゃないかと。との発言。

<事務局>

なかなかそういうご意見をいただけなかったので、そのまま続けてる状況と思っている。との発言。

<委員長>

行政の責任として安全管理をちゃんとしようということで、こういう測定が始まったということですね。との発言。

<事務局>

そうです。との発言。

<委員長>

分かりました。今までの経過、あるいは、今までの測定結果を見てですね、場合によっては見直すということを考えたらいいじゃないかというご意見ですね。今後、事務局の方で検討していただいて、減らせるものは減らしていくということで考えていただければと思う。他に何かご意見ございますか？との発言。

<委員>

河川とか調整池の測定値が農業用水基準を超えているときがあるが、問題はないのか？との発言。

<事務局>

毎年調査を続けているなかで、これまでも言われているが、最小から最大までの計測結果が出ていて、それから大きく外れることがあれば何か問題が起きている可能性があるということ。との発言。

<事務局>

自然由来のものの数値がそのまま出ている、この研究所が来たから特別増えたというものではない。との発言。

<委員>

いつごろから平均して最大、最小を決めているのか。当初、始めたときに、1年間の間に、7.6とか7.9とかいうのが出たということか？ならばそれを基準にすれば良い。農業用水基準と比較すると聞いたら、これを放置して良いのかと思う。との発言。

<事務局>

何かと比較しないといけないということで、農業用水の基準と比較している。との発言。

<委員>

農業用水の基準は学識経験者の意見も取り入れて水稻に被害を与えない限界濃度を検討し昭和 45 年に定められた基準です。高山の水はおいしいって、ええ水で作っているヒノヒカリはおいしいって言われているのに、こんなんやったら困ったものや。との発言。

<委員>

特段、おかしい物質は無い。との発言。

<委員>

増えたり減ったりしているということは何かある？基準内に入っているときもある。いつも 8 月とか 11 月に多い。何か原因があるのか？何年も観測やっていて、何かが起こっているのではないかというのを調べたら、基準値以内に収められるのではないか？従来の範囲内にあるというだけで済ませては、なんかちょっとかわいそうな気がする。農業用水の基準以内になったほうが喜ばれると思う。これに対して、これで良いと言うのは、問題があるのでは。との発言。

<委員>

水素イオン濃度に関しては、通常の場合は、空気中の二酸化炭素を水が含むので、それが炭酸イオンになり、若干、酸性を示している。通常の川の水とか地下水は、若干、酸性を示している。ところが、8 月は非常に日射量が多くて温度が上がるので、調整池とか、普通の川にはいわゆる藻が生える。藻は光が当たると光合成をする。そうすると光のエネルギーを使って炭酸ガスを吸収して自分の体を作る。そうすると、水に溶けている炭酸濃度が減少する。酸性を示していた炭酸濃度が下がるので、pH が若干アルカリ側になる。だから、季節が変わって、温度が下がり、日射量が減った秋とか冬になると、元の状態に戻っていく。そういう変動があると思う。との発言。

<委員>

それやったらどこでも一緒。ここに限らず、世の中みんなそうちゃうの？との発言。

<委員>

藻が生えてて、流れが緩やかなところであれば、それが起こる。との発言。

<委員>

それでも学識経験者の人が作った基準値が 7.5？ 自然にそういう pH が変わるような状態のなかで、こういう数値（基準）ができていいのか？との発言。

<委員>

農業用水基準はおそらく、季節変動をあまり見ずに、いわゆる、藻があるないっていうのは、あんまり関係ない。との発言。

<委員>

従来から、基準より大きいやつもあると言って、放置して良いのかと思ったりする。直してほしい。との発言。

<委員>

夏前に、川の清掃をして藻を取れば、その上昇はかなり抑えられると思う。との発言。

<委員>

去年から調整池の水は、水田に使ってない。それまではポンプアップして使っていたが、調整池の水を使わずに、今はため池の水を引っ張ってきている。今後もっと悪くなっていく。との発言。

<委員長>

この数値、オーバーしていることが作物に対して、影響はあるんですか？との発言。

<委員>

pHが8とか9ぐらいの水を流したからといって、たとえば土にはかなり緩衝作用があり、pHを維持しよう、中性付近に維持しようという力が結構あるとの発言。

<委員>

このあたり、江戸時代から米を作っているけれども、昔と変わりません。昔は藻を取ってないと思う。との発言。

<委員>

地元も昔のままやられていて、川も池も同じ状態であれば、たぶん昔もそうだったと思う。との発言。

<委員>

同じことですよ。良いではないか。との発言。

<委員>

数字で言われたらちゅうことやな。との発言。

<委員>

そうなんですよ。との発言。

<事務局>

確かに基準があつてね、それを超えると気持ち悪いですよ。との発言。

<委員長>

自然由来のものだということで、なかなか手の打ちようが難しい、変動範囲から大きく外れたときは、なんかあったときに考える。外れてなければ、従来どおりだろうということで、そう心配することはないだろうという判断をしている。よろしいですかね？よろしければ、学研高山地区における監視測定結果について了承ということにしたい。との発言。

#### 案件（４）参天製薬株式会社が実施する排水水質分析の回数変更について

<委員長>

参天製薬株式会社が実施する排水水質分析の回数変更について、先ほど、お話しに出たような話ですが、ご審議いただきたいと思います。まず、この件について、事務局から

ご説明をお願いします。との発言。

<事務局>

資料により説明。

<委員長>

参天製薬は、資料の表の緑の項目について年 26 回測定されていた。それを下水道条例に合わせて 12 回にしてはどうかというお話です。確かに、先ほどの議論でもありましたけれども、ずっと過去を振り返って、ほとんど基準値を上回るようなものがないものについては、たとえば生駒市の測定も減らしたらどうかというお話しが出ましたが、条例からは 12 回であると。それから先端大なんかは 12 回しか測定していない。参天さんに 26 回要求するのは、ちょっと不釣り合いではないかというお話です。との発言。

<委員>

これ、26 回しなさいと言っても、減らすって言われたら、それについてはなんも言えないのでしょ？との発言。

<委員長>

環境保全対策の協定書のなかに書かれているのか。との発言。

<事務局>

協定書のなかには、具体的回数は書かかれていない。との発言。

<委員長>

参天になんで 26 回もお願いすることになったのかという経緯、昔のことだから分からない。との発言。

<委員>

条例にも反してなかったら、実質的にもかまわない。との発言。

<委員>

生駒市条例では 14 日を超えない範囲で 1 回。前のところで上六印刷さんは、なんで 4 回しかなかったのか？たとえば、ポンプ場では生駒市は 12 回しかしていない。条例違反や。との発言。

<事務局>

今、緑で示している部分は、1 カ月を超えない期間ごとに 1 回測定をする。それも、過去にこの委員会のなかで話し合いがあって、そうなったと聞いている。との発言。

<委員>

参天製薬のこの文書やったら、頻度っていうか、回数を減らしてくれって言われている。項目を減らしてくださいというお願いなのですか、これは。との発言。

<事務局>

項目は 44 項目で今までどおり。頻度を、回数を減らすということ。との発言。

<委員>

14 日ごとに必ず検査するわけやから、そのときにこの項目を減らしても、あんまり意

味がない。との発言。

<事務局>

1検体、いくらとか金額がかかってくる。との発言。

<委員>

外注先に出すときにね。との発言。

<事務局>

その部分の経費の削減を求めていると思う。との発言。

<委員>

14日に1回というのをやめて、1カ月に1回にしたいのでは。との発言。

<事務局>

条例的には難しい。との発言。

<事務局>

いずれにしても法令等に定められた回数は測定してもらおう。上乗せしているグリーンのところを削減するというのであれば、条例に違反しないという案を考えている。との発言。

<委員>

市の規則としては、44項目を月に1回、13引いた31項目は14日に1回測定するということか？との発言。

<事務局>

参天製薬の資料9の1番、たとえば、カドミウム及びその他化合物では、測定回数の欄に○と書いてある。この○は14日に1回測定することなので、参天は14日ごとに測定する。変わるのは28番から以降の項目で、条例ではAと書かれている。Aは1カ月に1回分析すればよいのだが、参天は○でつまり2週間ごとにやられている、参天は今まで上乗せして測定されていた。との発言。

<委員>

水の検査そのものは14日に1回しないと駄目ということ。項目数は減るということ。それは別に問題ないね。との発言。

<委員>

本文では、回数が多いから減らしてくれという。けども、なんか折衷案で、この一部だけは、いいよというようになっている。たいした話ではない。との発言。

<委員>

市の水準に合わせしてくれと言っている、それに対して別になんにも。との発言。

<委員長>

よろしいですかね。では、この26回やっているが、基準が12回のものについては、12回に減らしてもらって良いということですね。そういうような提案、そのようにしていただくということで、よろしいですね？との発言。

<委員>

それ以外の業者さんとの差について、釣り合わないという1つ問題がある。参天製薬だけ非常に審議して回数を吟味して、一方で4回しかせんでもいいとなっている。との発言。

<委員>

これ、なんで4回になったのか？との発言。

<委員>

プロセスがややこしくなると。との発言。

<委員>

市では、月1回になっているのと違うの。年12回。月1回と決まっているものを年4回でOKと出したときのいきさつはどうであれ、月1回と決まっているものは月1回しなければだめ。の発言。

<委員>

そうですわ。との発言。

<事務局>

もともと上六の排水については、生活排水系、先ほど上六印刷が出された保全計画書の10ページ、ほとんど生活排水系。との発言。

<委員>

どういうあれであっても、年12回と決まっているのであれば、年12回しなければあかん。今からひっくり返してでも。との発言。

<委員>

市の方が言う、生活排水系やからせんでもいいですよというルールやったらそれでいいが、釈然としない。との発言。

<委員>

それがルールやったらね。どういう過程でそうなったのか、分からないが。との発言。

<委員長>

そういう経過を調べてもらうことと、4回で市の条例に抵触するのではないかという疑いがあるので、ちょっと精査してください。条例どおり12回お願いする、そういう方向も考えてですね、検討していただけますか？ よろしいですか？との発言。

<事務局>

ちょっと、最後のやつも、基本は回収して、生活排水しか流されていないということなので、ちょっとそのへんも整理が必要。の発言。

<委員>

市の態度としては、施行規則にそう書いている。事業者が、いや、それはそうじゃないですよという説明をしなければならぬのであって、市のほうが緩めることを一生懸命探してあげる必要はない。との発言。

<委員長>

他の事業所もね、たぶん、工場系と生活系は分けている。で、事業系の排水はたぶん回収して燃やすなり、あるいは業者に引き渡すなりしていないか？ との発言。

<事務局>

バーレープラスについては、従業員の生活排水しか出されてないということで、この工場排水系に義務付けられている項目については測られていないというようなかたちになった。との発言。

<委員>

施行規則の対象外か。との発言。

<事務局>

そういうことです。との発言。

<委員>

そんなことはないと思う。条例でこうなってる。との発言。

<事務局>

生活排水と、その冷却からの排水とか、印刷機系等の排水については全部回収されてるというようなことなので、従来、今の下水道規則に基づいて測定され、たぶん4回にしたというようなことを聞いている。との発言。

<委員>

それを施行規則上ちゃんと説明できるかどうかが必要で、書いてないけど、そうなんですわって言われたら、やっぱり不公平感が残るような気がする、それやったら、場合によったら、施行規則を変えなあかんのかもしれない。今すぐの話ではないと思うが。との発言。

<委員長>

生活排水は施行規則外という話になってくると、他のところでも、もっと減らさないといけないところが出てくる。そうなってくると、整合性が取れなくなってしまうので、ちょっと、整合性が取れるように解釈も含めて検討してください。それで、もし回数が少なすぎるというようなことが出てくるのであれば是正しなければいけないし、むしろ逆で、こんなにしてもらわないかということになったらやめないといけない。その調整をしないといけないと思う、そこを整理してくれますか？ よろしくお願ひします。ということで、よろしいでしょうか。参天につきましては、申し上げたように、この緑の部分について月1回というふうに回数を減らすということで提案するということにしたいと思います。

## 案件5 その他

<委員長>

事務局から、何かございますか。との発言。

**<事務局>**

この地区内で、今後、事業者が新規に施設を設置する場合などにつきましては、年度内にまたお集まりいただくようなことがあるかもしれない。そのときは、また連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。との発言。

**<委員長>**

他になければ、これで委員会を終わる旨の発言。